

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 告 示

○県税等の収納事務の委託	（税 務 課）	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	（共同参画社会推進課）	一
○家畜伝染病の発生	（畜 産 課）	二
○土地改良区の合併認可	（農村振興課）	二
○公有水面埋立ての免許出願	（水産業基盤整備課）	二
○道路の供用開始	（道 路 課）	三

## 告 示

○宮城県告示第八百五十八号  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八十八条の二第一項の規定により、県税等の  
収納事務を平成二十二年三月二十五日次のとおり委託した。

平成二十二年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 委託した税目

- 納税通知書、納付書、督促状、催告書及び減額通知書により徴収する次の税目  
個人の事業税  
不動産取得税  
自動車税  
鉦区税
- 納付額又は納入額が確定した徴収金について、納付書、督促状及び催告書により徴収する次の  
税目

### 法人の県民税

県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割

法人の事業税（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定により法人の事業税の例によることとされる地方法人特別税を含む。）

### 県たばこ税

ゴルフ場利用税

自動車取得税

軽油引取税

産業廃棄物税

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）附

則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる特別地方消費税

地方税法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第十号）附則第八条第二項の規定により

なお従前の例によることとされる料理飲食等消費税

### 二 委託の相手方

北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマーケット

茨城県土浦市小松二丁目十三番一号 株式会社コストアイリスト

群馬県前橋市亀里町九百番地 株式会社セーブオン

東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 株式会社ディリーヤマザキ

東京都千代田区神田錦町一丁目一番地 ミニストップ株式会社

東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン・イレブン・ジャパン

東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グロースチエン株式会社

東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 株式会社ファミリーマート

神奈川県横浜市中区日本大通十七番地 株式会社スリーエフ

愛知県名古屋市中区栄一丁目七番三十四号 株式会社ココストア

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二十三番二十号 株式会社セディナ

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 株式会社サークルKサンクス

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポプラ

### 三 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 川崎町・学校サポートネットワーク

一 代表者の氏名 丹野 恵次

二 主たる事務所の所在地 柴田郡川崎町大字今宿字川崎原三百三十九番地ニメゾンカワサキ五号

三 定款に記載された目的 この法人は、地域と学校を絆に、町づくりと学校、子ども支援に関する事業を行い、子ども達の健全な育成と町の活性化に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十二年八月十八日

○宮城県告示第八百六十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があつた。

平成二十二年九月三日

一 家畜伝染病の種類 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 畜種 ヨーネ病

三 牛（黒毛和種）

四 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 八頭

五 発生場所又は区域

石巻市

六 発生年月日

平成二十二年八月十八日

七 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第八百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、鹿島台東部土地改良区、小牛田町土地改良区及び遠田郡南郷土地改良区の合併を平成二十二年九月一日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 合併により設立する土地改良区

美里東部土地改良区

二 合併により解散する土地改良区

鹿島台東部土地改良区

小牛田町土地改良区

遠田郡南郷土地改良区

○宮城県告示第八百六十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があつた。

なお、同法第三条第一項に規定する出願書及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部で行つた。

平成二十二年九月三日

一 出願年月日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 出願人の名称

南三陸町

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(1) 位置 第一種稲淵漁港区域内

(2) 区域 宮城県本吉郡南三陸町歌津字館浜二二番地に隣接する公有水面

次(イ)の地点から(チ)の地点を順次結んだ線及び(チ)の地点と(イ)の地点を結ぶ平成二十二年の春分の満潮位（D・L+1・三四メートル）における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

(イ)の地点 宮城県本吉郡南三陸町歌津字館浜二二番地内に埋設した鉄（北緯三八度四二分

た区域

三九秒、東経一四一度三二分四一秒)を基点A点とし、A点から三二二度〇〇分四三秒、一七・〇二メートルの地点

- (ロ)の地点 (イ)の地点から 三二五度二〇分二〇秒 一八・八〇メートルの地点
- (ハ)の地点 (ロ)の地点から 四九度〇六分二〇秒 二二・二三メートルの地点
- (ニ)の地点 (ハ)の地点から 二七度三〇分二二秒 二四・二五メートルの地点
- (ホ)の地点 (ニ)の地点から 六六度一五分四九秒 四二・七八メートルの地点
- (ヘ)の地点 (ホ)の地点から 七五度一七分四六秒 〇・九二メートルの地点
- (ト)の地点 (ヘ)の地点から 一八九度一九分三三秒 一九・八一メートルの地点
- (チ)の地点 (ト)の地点から 三二五度二〇分三〇秒 三・三四メートルの地点

(3) 面積

一、五〇一・八〇平方メートル(埋立区域)

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第一種稲淵漁港区域内

宮城県本吉郡南三陸町歌津字館浜二二番地に隣接する公有水面

(2) 区域

次の(ア)の地点から(キ)の地点を順次結んだ線及び(キ)の地点と(ア)の地点を結ぶ平成二十二年の春分の満潮位(D・L+1・三四四メートル)における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

- (ア)の地点 宮城県本吉郡南三陸町歌津字館浜二二番地内に埋設した鉄(北緯三八度四二分三九秒、東経一四一度三二分四一秒)を基点A点とし、A点から一二〇度三七分四分八秒、六・六二メートルの地点
- (イ)の地点 (ア)の地点から 三二五度二〇分二〇秒 四二・一四メートルの地点
- (ロ)の地点 (イ)の地点から 四九度〇六分二〇秒 二二・二三メートルの地点
- (ハ)の地点 (ロ)の地点から 二七度三〇分二二秒 二四・二五メートルの地点
- (ニ)の地点 (ハ)の地点から 六六度一五分四九秒 四二・七八メートルの地点
- (ヘ)の地点 (ニ)の地点から 七五度一七分四六秒 二二・八一メートルの地点
- (ト)の地点 (ヘ)の地点から 一八九度一九分三三秒 三・三四メートルの地点

(3) 面積

三、七五〇・六六平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途

五 漁港施設用地 縦覧期間

平成二十二年九月三日から平成二十二年九月二十四日まで

○宮城県告示第八百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百四十七号	大崎市古川飯川字大隈一四一番四地先から同市古川塚目字新田一四五番一地先まで	平成二十二年九月三日